

住民基本台帳法が変わります

住民基本台帳法の改正により7月9日から次のとおり取り扱いが変わります。

問合せ 市民課窓口担当・外国人登録担当

住民基本台帳カードの継続利用が可能となります

●他市町村に住所変更しても引き続き住民基本台帳カードが利用できるようになります●

他市町村へ住所変更する場合、住民基本台帳カードを一度返納し、転出先の市町村で新たに申請して再交付していましたが、住民基本台帳カードの返納義務廃止により転出先の市町村へ継続利用の申請を

することで住民基本台帳カードを引き続き利用できるようになります。

※外国人の方は25年7月8日から住民基本台帳カードの取得が可能となります。

外国人の方も住民基本台帳法の適用対象となります

●外国人の方にも住民票が作成されます●

外国人の方にも、日本人と同様に住民票の写しが発行できるようになります。また、日本人と外国人との混合世帯でも世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

住民票が作成される外国人

- ①特別永住者
- ②中長期在留者（在留資格が短期滞在・外交・公用以外の方で、在留期間が3か月を超える方）
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

ご注意ください

①～④以外の短期滞在者や在留期間が過ぎている方などには住民票が作成されず、住民票の写しや印鑑登録証明書が交付されないなど、各種行政サービスが受けられなくなることがあります。また、入国管理局で在留期間の更新手続きなどが完了している方であっても、市役所で変更登録手続きをしていないと、住民票が作成されなくなります。手続きは必ず、入国管理局および市役所の両方で行ってください。

●外国人登録証明書に替わり「特別永住者証明書」または「在留カード」が交付されます●

住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止され、従来の外国人登録証明書は廃止されます。

7月9日以降は、特別永住者の方に「特別永住者証明書」が、中長期在留者の方に「在留カード」が交付されます。ただし、7月9日時点でお持ちの「外国人登録証明書」は、しばらくの間は「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなされ、有効にお持ちいただけますので、直ちに「特別永住者証明書」または「在留カード」に替えていただく必要はありません。

7月9日以降、右表の区分に従い有効期限内に切り替えてください。

▼特別永住者

区分	有効期限	申請場所
16歳以上	外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間の初日（誕生日）または27年7月8日のいずれか遅い日	市役所市民課 または各支所生活課
16歳未満	16歳の誕生日	

▼中長期在留者

区分	有効期限	申請場所
16歳以上	永住者 27年7月8日	入国管理局 ※従来の市役所から変更されます。
	永住者以外 27年7月8日または在留期間の満了の日のいずれか早い日	
16歳未満	永住者 27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日	
	永住者以外 27年7月8日、在留期間の満了の日、16歳の誕生日のいずれか早い日	

●外国人住民の方の住所変更の手続き方法が変わります●

7月9日以降、西尾市から他市町村へ住所変更する場合、日本人と同様に西尾市役所で転出届をして転出証明書の交付を受ける必要があります。

その後、転出先の市町村役場に転出証明書と特別永住者証明書または在留カード（外国人登録証明書を含む）を添えて住所変更の手続きをしてください。

西尾市の職員を募集

採用職種・予定人員・受験資格 下表のとおり

採用予定年月日 平成25年4月1日

1次試験日と試験会場 7月22日(日) 市役所

※保育・教諭職は、7月23日(月)または24日(火)に実技試験も行います。

申込期間 6月18日(月)～26日(火) 午前8時30分～午後5時。ただし、土・日曜日を除く。

提出書類(各1通) ①受験申込書 ②自己紹介カード ③受験票 ④学業成績証明書 ⑤卒業または卒業見込証明書 ⑥資格証明書または免許証の

写し(臨床心理士、保育・教諭職で資格・免許取得者のみ) ⑦身体障害者手帳の写し(身体障害者のみ)

※試験要項と受験申込書、自己紹介カード、受験票は人事課に用意。市ホームページからもダウンロードできます。

その他 自己紹介カードによる書類選考を行い、合格者について1次試験を行います。

申込・問合先 提出書類を持参の上、直接人事課人事担当へ。郵送による申し込みは不可。

採用職種	予定人員	受験資格	
		年齢	学歴・資格など
事務職	4人程度 ※身体障害者を含む。 <注1>	昭和47年4月2日以降に生まれた方 <注2>	4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成24年度中に卒業見込みの方
事務職(臨床心理士)	1人程度		財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する方または取得見込みの方<注4><注5>
技術職(建築)	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方	4年制大学・高等専門学校専攻科を卒業または平成24年度中に卒業見込みの方<注6>
技術職(電気)	1人程度		
保育・教諭職	14人程度	昭和42年4月2日以降に生まれた方 <注2>	4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成24年度中に卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方または取得見込みの方<注4>
消防職	3人程度 <注7>	昭和62年4月2日以降に生まれた方	4年制大学・短期大学など<注3>を卒業または平成24年度中に卒業見込みの方で、消防職務を遂行できる身体強健な方

<注1>身体障害者手帳の交付を受けている方で、自力で勤務公署へ通勤でき、介護者なしで職務を遂行できる方。

<注2>事務職、保育・教諭職については、市長マニフェスト「再チャレンジ採用」により、受験年齢の上限を引き上げています。

<注3>高等専門学校、専修学校専門課程(修業年限が2年以上で、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程)を含む。

<注4>平成25年3月末日までに資格および免許を取得できない場合は不採用となります。

<注5>採用後の職務は、児童の心理相談や発達検査に関する業務、保育所等訪問支援などを予定しています。

<注6>採用後の職務は、公共施設的设计積算および工事監理などを予定しています。

<注7>消防職は、別枠で高卒採用を予定しています。詳細は8月1日頃に公表予定です。

平原の滝開き

本格的な夏の訪れを前に、平原の滝で滝開きの行事が行われます。水垢離みづの式では、厄男たちが小滝から流れ落ちる清水に打たれ、無病息災を願います。

日時 7月1日(日) 午前11時～午後2時

場所 平原の滝(平原町)

主な内容

- ▶式典…午前11時
- ▶水垢離…午前11時40分
- ▶野だて…午前11時～午後2時
- ▶風船つり、ところてん、スイカの無料サービス…午前11時40分
- ※子ども写生大会や俳句会なども行います。

主催 平原の滝開き協賛会

問合先 市観光協会(商工観光課内)



市民病院の職員を募集

採用職種・予定人員・受験資格 下表のとおり

採用予定年月日 平成25年4月1日

※免許取得見込み者が平成25年3月末までに免許を取得できない場合は不採用となります。

試験日と試験会場

▶ 1次試験…8月3日(金) 市民病院講堂(2階)

▶ 2次試験…8月26日(日) 市民病院講堂(2階)

申込期間 6月18日(月)～7月17日(火) 午前8時30分～午後5時。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

提出書類(各1通) ①受験申込書 ②学業成績証

明書 ③卒業または卒業見込証明書 ④身体検査書(1年以内に受診したもの) ⑤各職種の資格証明書の写し(免許所有者のみ必要)

※募集要項と受験申込書は市民病院管理課に用意。市民病院ホームページからもダウンロードできます。

申込・問合せ先 提出書類を持参の上、原則として本人が直接市民病院管理課職員担当(☎56・3171)へ。郵送による申し込みは不可。

採用職種	予定人員	受験資格
看護師	25人程度	昭和42年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方または取得見込みの方
薬剤師	2人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の免許を有する方または取得見込みの方
臨床工学技士	1人	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、臨床工学技士の免許を有する方または取得見込みの方
理学療法士	1人	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士の免許を有する方または取得見込みの方
言語聴覚士	1人	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、言語聴覚士の免許を有する方または取得見込みの方

消防出初式に使用する標語を募集

市消防本部では、毎年1月に消防出初式を実施しています。この消防出初式のアトラクションとして行う「かくし絵」や「三連はしご操法」で披露する懸垂幕などに使用する防火に関する標語を募集します。

応募資格 どなたでも応募できます。

標語の要件 新年にふさわしく、防火・防災意識の高揚、西尾市や消防のイメージアップにつながるものであ

ること。

その他 優秀な作品については、出初式で披露するとともに、賞状と記念品を進呈します。

応募・問合せ先 応募用紙に必要事項を記入の上、7月31日(火)までに直接市消防本部総務課企画教養担当(☎56・6250)へ。募集要項と応募用紙は市内の各消防署に用意。市ホームページからもダウンロードできます。



災害時協力井戸を募集

市では、地震などの災害で水道が使用できなくなった場合に、地域住民へ生活用水などを提供する災害時協力井戸を募集します。

応募された井戸は、当初の1回のみ無料で水質検査を行います。専門業者により大腸菌や硝酸態窒素など10項目の検査を実施し、飲料水用や生活用水

など使用方法の確認ができます。また、井戸の情報は該当する地区の自主防災会へ提供します。災害時に井戸水を近所で役立てたい方は、ぜひご応募ください。

募集期間 6月20日(火)～7月5日(木)

応募・問合せ先 防災課自主防災担当